

## 〔 論 文 〕

鹿兒島市商圈における地域流通構造と  
小売商業政策の展開

西 村 貢

## 目 次

はじめに

Ⅰ. 鹿兒島県における地域流通構造の特徴

Ⅱ. 大規模小売店舗法と中小小売商業振興事業

おわりに

## はじめに

1998年4月に「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」(以下、大店法と略す)が廃止されることが、1997年12月の中小企業政策審議会(首相の諮問機関)流通小委員会と産業構造審議会(通産相の諮問機関)流通部会との合同会議の報告書に盛り込まれた。報告書によれば、大店法を廃止し、現在の都市計画関連法を見直し、地方自治体が地域の特性に応じて土地利用規制を行うこともできる、つまり、大型店舗進出に伴う交通渋滞や、駐車・駐輪、騒音、廃棄物といった環境問題に対応するための「大規模店舗立地法」(仮称)を制定し、地方自治体を中心となって「計画的な地域づくりとの整合性」(同報告書)を確保した商業施設の立地を行ってゆくこととなった。同報告書に基づき法案は、1998年1月12日に開会された第142回通常国会に提出され、成立する見通しである。

大店法は、1973年に戦前からの百貨店法を引き継ぎ、同法の廃止に伴って

制定された。以後、大規模店舗の増大や政治的力関係を反映して、大店法は、1970年代後半から80年代半ばまでの大規模店舗進出に対する規制強化、80年代半ば以降「前川レポート」の提案した国際協調型経済構造への転換を目指した構造調整政策のもとで規制緩和の方向へ運用を見直し、90年6月の日米構造問題協議最終報告をうけた大幅な規制緩和を内容とする改正大店法の制定、それを踏まえた政府の施策による法運用とによって、小売業に対する行政施策は大きく変化してきた。

この間、地域内商業流通や小売業は、政府の「流通近代化」と「流通構造改革」を目指す構造調整政策、大型流通団地の形成、消費税導入などの税制改正、さらには情報通信機器の発展を活用した流通過程の再編に伴う「流通革命」などによって、大きく変化してきた。

また、大規模店舗の進出、郊外型専門店の進出、規制緩和と国際物流システムを利用したディスカウント店の進出、さらにはコンビニエンスストアの展開などにより、地域小売業と既存の商店街は小規模店舗経営の破綻や「空洞化」現象が発生してきている。住民の購買行動も大きく変化してきており、小売業を中心とした既存の商店街は、経営困難と後継者確保の困難化が進んでいる。それらは、地域の就業機会の縮減や雇用構造の変革をもたらしている。その結果、住民の所得源泉の縮減と日常的な商品調達における利便性が失われ、住居性にも反作用を及ぼす。さらには、行政や商工会議所・商工会などが商店街とともに進める「街づくり」事業にも否定的な影響を及ぼし、地域コミュニティの生活基盤を弱める傾向にある。

以下では、大店法の廃止という小売業と「街づくり」事業にとって大きな変化をもたらす法改正を迎える現局面において、地域内の流通機構はどのような過程で変化してきているのか、小売業界や商店街事業を進め政府の施策体系の構図はどのようなになっているのか、また、それらの外部環境の変化の中で地域の商店街にどのような変化が生じてきているのかにつき、鹿児島市及びその周辺地域を対象として検討する。

## I. 鹿児島県における地域流通構造の特徴

### (1) 鹿児島市街地における住宅造成と中心地商店街

鹿児島県には、約179万人(97年12月現在、男841,364人、女952,664人、総世帯数703,625世帯、図表I-1を参照)の県民が本土と離島を含めて南北約600kmにおよぶ県土で第一次産業を基盤とした経済社会構造のもとで生活している。県庁所在地であり、1997年4月に中核市となった鹿児島市内に、面積約290km<sup>2</sup>の地域に約55万人(97年12月現在)の人口が居住している。

鹿児島市内への人口の集積は、戦後日本の経済成長とともに進行した。人口

図表 I-1 鹿児島県の人口と世帯数 (単位: 世帯, 人)

	世帯数	人口総数	男	女
市部計	412,847	1,041,180	488,603	552,577
郡部計	290,778	752,901	352,721	400,180
県 計	703,625	1,794,028	841,364	952,664

(注) 1997年12月1日現在  
(出所) 鹿児島県企画部統計課

図表 I-2 鹿児島市域の変遷

事 項	年 月 日	編入区域	面 積 (km <sup>2</sup> )	人 口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
市制施行	1889 (明治22). 4. 1	鹿児島市	14.03	57,822	4.121
埋立新設	1906 (明治39).11.19	州 崎	14.11	59,784	4.237
第一次編入	1911 (明治44). 9.30	草牟田・武	15.91	73,025	4.594
第二次編入	1920 (大正 9).10. 1	原良・永吉・玉里	16.73	103,180	6.167
第三次編入	1934 (昭和 9). 8. 1	中郡字村・吉野村 西武田村	78.25	176,900	2.261
第四次編入	1950 (昭和25).10. 1	伊敷村・東桜島村	181.54	229,462	1.264
新設合併	1967 (昭和42). 4.29	鹿児島市・谷山市	279.15	385,866	1.382
	1994 (平成 6).10. 1		289.57	542,932	1.875

の集積に伴い、図表1-2のように、行政区域の外延的拡張がおこなわれた。第二に、1960年代から市制施行当時の市域の周辺部にあった台地を、集合住宅地域・住宅団地として漸次的に造成、分譲され始めた。団地造成の施策は、その後も継続され、1970年代には旧市街地に隣接する丘陵地はほぼ造成を終え、1980年代には従来の造成団地のその周辺丘陵地を宅地造成・分譲された。こうした丘陵地の宅地造成と同時的に推進されたのが、海岸部の埋め立てによる住宅地供給と工業・流通企業の集約化地域の供給である。鹿児島市は、もともとはシラス台地の丘陵地帯と長い海岸線に挟まれた扇状地に発達してきた城下町であった。したがって、戦後の市街地の歴史で見ると、旧市街地の丘陵地帯への外延的拡張によって、住宅地域を供給すると同時に海岸部の埋め立てによって企業の誘致と既存の企業の集約拠点をつくり、両者の内包的発展によって、郡部・離島などから就業機会を求めて移動してきた若年層の定住化をはかり、地方拠点として発展してきたといえることができる。

これらの結果、現在の鹿児島市域内は、造成可能な丘陵地域はほぼ造成しつくしたと言われる状況となっている。

こうした過程では、鹿児島市域の地域購買力は外延的発展と内包的発展の相乗作用によって増大してきた。ところが、鹿児島における団地造成による宅地供給は、大都市部にみられるようにマンションなどの集合住宅を建築し住居を提供するというものではなく、一戸建て住宅地を分譲するという方式がとられたために、団地造成の物理的な範囲に対する居住者の集積割合は低い。そこで、新興団地内の購買力は団地内商店街を形成する規模にいたらず、小規模商店が点在するにとどまっている。また、シラス台地による丘陵地帯の地学的特性によって、隣接する団地間は急傾斜地によって交通アクセスが阻害されるという特徴がある。団地間の交通アクセスより、旧市街地への交通アクセスが容易であるという特徴がある。物理的距離より生活・移動時間距離が長くなり、それぞれの新興団地は独立性が高くならざるをえない。したがって、人口密度の低い新興団地内の購買力を隣接する新興団地の購買力によって補填・補充するという関係はなりたちがたい。

新興団地内商店街の形成の困難さは、旧市街地商店街への購買行動を必然化する。そこで、拡大した地域内購買力は、旧市街地商店街の購買力となり、旧市街地商店街は近接地の居住者のドーナツ化現象にもかかわらず、それらとは相対的に独立した動きを示したという特徴がある。つまり、旧来の商店街では、児童数の減少に伴い小学校の学級数が減少するという傾向が見られるようになって以後も、昼間人口と夜間人口のズレが拡大して後も、商店街としては住民への日常商品を提供するという旧来型の経営を行うことができた。換言すれば、ドーナツ化現象によって昼間人口を対象とした商店街の業態変化というような現象は見られなかった。ここに、今日の既存の商店街の業態変化を伴う活性化事業の立ち遅れと「街づくり」事業に商店街の居住者を取り込もうとした時には、その担い手が不足するという鹿児島市内の特徴の歴史的根拠を見出すことができる。鹿児島市の中心地にある既存の商店街は、同一区域に居住する住民のための機能というよりは、シラス丘陵地帯の住民も含めた中核的「街づくり」の担い手商店街としての特有な課題を課せられることになる。

ところで、前述した外延的な市域の拡張は、一定規模の新興団地内購買力と新興団地の二巡目の外延化、さらに海岸部の造成による大規模商店立地の供給の可能化は、購買行動の大量化や中心地商店街への移動時間の長時間化をもたらす。このような生活衝動の変化と流通機構の改編の動向が連動して、郊外への大型店舗の進出をもたらした。1980年代に入ると、郊外型の大型店舗が順次臨海埋め立て地域に立地され、既存の中心地商店街と集客をめぐり競合関係を発生させるようになる。

1990年代になると、鹿児島市内の宅地造成の限界を乗り越えるものとして、隣接市町村での住宅地造成が行われるようになる。近年では、鹿児島市内における都市再開発事業によるマンションなどの集合住宅の供給と鹿児島市隣接市町村の新興団地造成住宅供給が見られるようになった。そこで、隣接市町村に大規模な郊外型商店が出店してきた。近年の交通アクセスの整備ともあいまって、80年代までは既存の商店街・大型店舗に向かってきた新興団地の購買力は、隣接市町の大型店に向かうという動きも顕在化してきた。

このように、鹿児島市商圏には、周辺新興団地に点在する商店の中核的役割を担う旧来の中心地商店街の集積地域（第一群）、夜間居住者は同一区域に居住しないが機能上形成された臨海部の大型店舗群（第二群）、それらをさらに外部から取り巻く田園地の交通の要所地点に展開した郊外型新興大型店舗（第三群）との三層関係で構成されている。近年の売上動向では、第三群の発展が著しい。また、第一群内部では、団地内に点在する商店と、進出してきたコンビニエンスストアの競合関係が発生している。鹿児島におけるコンビニエンスストアは、第一群の中心市街地と団地内のみならず、第三群の田園地域にも進出してきており、幹線道路にそって面的に店舗展開する経営政策がとられている。

行政や商工会・商工会議所による「街づくり」事業との関係では、同一区域もしくは近接地域に居住者がいる第一群と第三群における既存の商店街の空洞化が大きな問題となる。第一群に属する中心地商店街の空洞化対策は、観光事業の振興政策との関連でも行政などが緊喫に対応しなければならない課題となっている。

## (2) 鹿児島市域の生活圏構造と地域内コミュニティ及び商圏構造

ところで、地域内コミュニティの見地からみると、鹿児島市内部においても、図表 I-2 に示したように、1889（明治 22）年の市制施行以来 5 度にわたって隣接市町村との編入・合併を行っており、この結果、鹿児島市という行政単位の内部においても、旧集落的コミュニティを基礎とした商店街とニュータウン開発による新興生活圏及び市内全域を商圏とする商店街とに社会的役割は機能分化しており、それらが中心市街地とのアクセス道路の整備とモータリゼーションとによって、日常生活圏として重なりあい、重層的な地域商圏構造を構成することになる。この鹿児島市内生活圏に加えて、鹿児島市内への持続的な人口の一極集中は、市内のシラス台地を住宅団地として開発することになり、近年では、こうしたニュータウン開発も隣接市外へと展開されており、隣接市町村の生活圏の合流が見られるようになった。

その結果、鹿児島市生活圏は鹿児島市外へと拡張されてきており、商圈もそれに従って対象地域を拡大しつつある。鹿児島市隣接地域との商圈の合流をもたらすことになり、近年の郊外型大型専門店の進出の根拠のひとつともなっている。

これらの生活圏の変化によって、鹿児島市内及び隣接市町村を加えた鹿児島市生活圏は、市内内部に旧集落コミュニティとニュータウン開発によって形成された新興コミュニティという近接商圈・商店街、そのような日常歩行生活圏と交通機関・自家用車を利用することでデパート等に出かける30-60分の移動生活圏とが、後にみる就業地域の集約化の進展によって、天文館を中心に同一又は隣接地区に混在するという重層的商圈構造を形成する。

図表 I-3 は、1991 年度に鹿児島県中小企業課が行った鹿児島県消費者購買動向調査の結果に基づき鹿児島市の第一次商圈（購買流出率 30%以上の市町村）、第二次商圈（同 20%以上 30%未満の市町村）及び第三次商圈（同 10%以上 20%未満の市町村）と、同年国勢調査による鹿児島市への従業・通学者流出比率からみた第一次生活圏（20%以上の市町村）、第二次生活圏（10%以上 20%未満の市町村）及び影響圏（5%以上 10%未満）を分類整理したものである。この結果、第一次生活圏に第二次生活圏を加えて鹿児島市及び周辺市町の 14 市町が鹿児島市生活圏を構成しているといえる<sup>(1)</sup>。

また、図表 I-4 は、鹿児島市生活圏内における人口及び世帯数の構成と変化をみたものである。

後に指摘する地域社会の第二の構造的特徴を形成する経済構造や行政構造及び社会構造における鹿児島市内への中核機能や機関の一極集中は、就業機会や教育機会の一極集中をもたらし、それによって生活圏の地域分布構造と商圈の地域分布構造は、重複しながらズレを発生する。換言すれば、集落コミュニティや地域内コミュニティという伝統的コミュニティを基礎として形成されていた

---

(1) 第一次生活圏は、鹿児島市に松元町、吉田町、桜島町、郡山町、喜入町、始良町、伊集院町の 8 市町、第二次生活圏は、東市来町、日吉町、吹上町、加治木町、蒲生町、市来町の 6 町である。第一次生活圏と第二次生活圏を加えた 14 市町を鹿児島市生活圏とする。

図表 I-3 鹿児島市への従業・通学者流出比率

順位	1985年		1990年		生活圏区分	参 考
	市町村	流出比率	市町村	流出比率		
1	松元町	40.2%	松元町	45.1%	1次生活圏	2次商圏
2	桜島町	38.6%	吉田町	42.1%	〃	1次商圏
3	郡山町	37.7%	桜島町	40.4%	〃	〃
4	吉田町	36.9%	郡山町	37.0%	〃	〃
5	喜入町	29.5%	喜入町	32.5%	〃	〃
6	始良町	25.4%	始良町	26.4%	〃	2次商圏
7	伊集院町	22.7%	伊集院町	25.0%	〃	3次商圏
8	吹上町	13.2%	東市来町	14.9%	2次生活圏	〃
9	東市来町	13.1%	日吉町	14.6%	〃	2次商圏
10	加治木町	12.2%	吹上町	13.8%	〃	〃
11	日吉町	12.0%	加治木町	13.2%	〃	3次商圏
12	蒲生町	10.3%	蒲生町	10.5%	〃	〃
13	市来町	8.9%	市来町	10.3%	〃	〃
14	垂水市	7.0%	金峰町	8.0%	影響圏	
15	金峰町	6.6%	垂水市	7.4%	〃	3次商圏
16	隼人町	6.4%	川辺町	7.3%	〃	〃
17	指宿市	6.0%	指宿市	7.0%	〃	
18	串木野市	5.8%	串木野市	6.7%	〃	
19	川辺町	5.8%	隼人町	6.6%	〃	
20	知覧町	4.3%	知覧町	5.0%	〃	3次商圏
参考	鹿児島市	96.4%	鹿児島市	95.4%	1次商圏	1次商圏

(注) 1. 従業・通学者流出比率＝鹿児島市への従業・通学者数／従業・通学者総数

2. 「1次生活圏」：従業・通学者流出比率 20%以上

「2次生活圏」：従業・通学者流出比率 10%以上 20%未満

3. 「影響圏」：従業・通学者流出比率 5%以上 10%未満

4. 5.0%以上の市町村のみ掲載。

5. 「参考」の「1次商圏」、「2次商圏」及び「3次商圏」はそれぞれ1991年度鹿児島県消費者購買動向調査（県中小企業課）結果による鹿児島市への購買流出率が「30%以上の市町村」、「20%以上 30%未満の市町村」「10%以上 20%未満の市町村」を意味する。

(出所) 鹿児島県・鹿児島市・鹿児島商工会議所「鹿児島市広域商業診断」1995年3月。



図表 I-4 鹿児島市生活圏の人口・世帯数の推移

(単位：人，世帯)

		1988年		1993年		増減率(93/88年)		
		人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	
一 次 生 活 圏	鹿児島市	535,802	195,328	539,911	208,088	0.8%	6.5%	
	地区内訳	中央	29,161	13,173	26,869	13,517	-7.9%	2.6%
		上町	72,583	25,401	71,105	26,253	-2.0%	3.4%
		西駅	80,849	29,682	79,120	30,892	-2.1%	4.1%
		鴨池・郡元	109,861	46,126	109,146	48,697	-0.7%	5.6%
		伊敷・草牟田	110,627	36,957	105,800	37,746	-4.4%	2.1%
		谷山	132,087	43,566	146,853	50,430	11.2%	15.8%
		吉田町	9,243	2,900	10,468	3,424	13.3%	18.1%
	桜島町	5,365	1,782	5,006	1,805	-6.7%	1.3%	
	喜入町	12,513	4,362	12,649	4,664	1.1%	6.9%	
	伊集院町	20,766	6,578	22,021	7,411	6.0%	12.7%	
	松元町	9,733	3,150	10,367	3,480	6.5%	10.5%	
	郡山町	8,155	2,557	7,950	2,688	-2.4%	5.1%	
	始良町	36,220	12,442	39,315	14,267	8.5%	14.7%	
小計	637,797	229,099	647,696	245,827	1.6%	7.3%		
二 次 生 活 圏	市来町	7,500	2,355	7,292	2,473	-2.8%	5.0%	
	東市来町	14,337	5,131	13,701	5,137	-4.4%	0.1%	
	日吉町	6,633	2,502	6,217	2,376	-6.3%	-5.0%	
	吹上町	11,082	4,299	10,531	4,212	-5.0%	-2.0%	
	加治木町	23,764	8,161	23,491	8,502	-1.1%	4.2%	
	蒲生町	8,004	3,102	7,576	3,055	-5.3%	-1.5%	
	小計	63,820	23,195	61,516	23,282	-3.6%	0.4%	
総計		701,617	252,294	709,212	269,109	1.1%	6.7%	
県計		1,811,521	652,744	1,786,042	676,557	-1.4%	3.6%	
参 考	熊本市	570,791	201,261	639,699	236,713	12.1%	17.6%	
	金沢市	438,407	148,649	447,062	160,576	2.0%	8.0%	

(注) 1. 鹿児島市の地区別値には外国人分は含まない。

2. 各年10月1日現在の値。

3. 熊本市の人口・世帯数の伸びが大きいのは1991年に4町と合併したため。

(出所) 鹿児島県・鹿児島市・鹿児島商工会議所「鹿児島市広域商業診断」1995年3月。

生活圏と商圏の一致という構造は流動化し、同一の地域的空間内において重層的な構造を形成し、役割分担を行っているといっている。そして、この傾向は近年強まりつつある。

このような既存の商店街の外部に、70年代後半以降、臨海部の埋め立てや山際への高速道路の開通による大型物流を利用した大規模小売店舗の進出という構造が付け加わり、鹿児島市内商圏の重層構造は複雑化する。さらに、80年代後半以降になると、鹿児島市隣接市町での住宅建築の増加によって鹿児島市生活圏は市外へ拡張し、それらの周辺地域では鹿児島市内の商圏へと吸収される一方で、それらの地域へ新たに進出した大規模小売店が鹿児島市の購買力を市外へ吸収するという商圏の重層的構造の内部で購買力の流動化が生じてきている。

この鹿児島市生活圏の外部に、郡部ブロックの中心的な地方都市を中核とする生活圏が広がる。ところが、それらの地方都市の人口集積は、それぞれ約3-5万人規模であり、なおかつ、近年鹿児島市生活圏の周辺部に進出してきた郊外型の大規模店舗へ自家用車を利用すれば、約30-60分で移動できる移動時間距離にある。そこで、鹿児島市商圏と地方都市商店街の商圏との重複関係、競合関係が発生することになる。換言すれば、鹿児島市生活圏における商圏の重層構造は、郡部の地方都市の独自の商圏を組み込みながら競合関係を外延的に波及させていっているといえることができる。

このように、県内人口の鹿児島市生活圏への一極集中は、近年、鹿児島市に隣接する市町との交通アクセスが整備されるにともなって開発されたニュータウンにより一層進展している。そして、周辺市町へと商圏を拡張させる一方で、鹿児島市生活圏内を約70-80万人の人口集中に対応した商圏機能をもつように再編させる原動力ともなっている。

つまり、日常生活に必要な小売商品や家電商品等については、商圏の重複が見られることによって競合関係が発生し、70年代までの鹿児島市中心部への購買力の吸収傾向は、70年代後半から市内の周辺部の商業機能の高まりによって既存の中心地商店街との競合関係を発生し、80年代後半になると購買様式

の変化とも関連して周辺部へと反転し、90年代に入ると郡部中心商店街を巻き込んだ鹿児島市外との競合関係を発生させる。これらの商店街による最終小売市場における重層的競合構造に加えて、70年代の後半から地域消費協同組合による共同購入の活動が地域内に定着し始め、購買行動の変化とも関連して、地域内購買行動の重層化、棲み分け行動が始まる。

こうした人口の鹿児島市生活圏への県内一極集中が、鹿児島の地域経済社会の第一の特徴である。その人口構成は、若年者層と生産年齢層及び高齢者層の構成比率では、郡部・離島にゆけばゆくほど高齢者の割合が高くなり、社会動態による人口減少に加えて自然動態の減少が進んでおり、住民生活の生活基盤は弱体化しており、集落コミュニティはその担い手の確保が困難となってきた。

また、世帯数は依然として増加傾向にあるので、独居比率が高まっていることを示している。つまり、郡部・離島及び鹿児島市内で独居高齢者数は増加傾向にある。一方で有配偶者率は低下し、未婚率は上昇している。その結果、核家族世帯と単独世帯の割合が引き続き拡大している。

### (3) 鹿児島市域の経済機能と流通構造

鹿児島県の経済構造の第二の特徴は、鹿児島県は南九州の商業機能の集積地域となっており、第三次産業の構成比率が高いということであり、全国展開している流通・販売の会社の地方支店や銀行・証券会社の地方支店などが鹿児島市内に拠点事業所を集中しているということである。したがって、図表 I-5 にみるように、就業構造においては、第一次産業が低く、第三次産業の比率が高く、近年この傾向は強まっている。事業所も図表 I-6 ように鹿児島市内に一極集中しており、近年この傾向は強まっている。

このような企業展開における鹿児島市の特有な位置づけは、鹿児島市内の中心市街地への県庁・市役所及び政府組織の地方組織などの行政機構、経済団体及び業界の中核機構、教育組織などの社会的機構の一極集中によってさらに加速化されてきた<sup>(2)</sup>。行政機構などの鹿児島市内へ集積は、就業構造にしめる官

図表 I-5 鹿児島市生活圏における産業別就業構造

(単位：人)

	1985年就業者人口				1990年就業者人口			
	一次産業	二次産業	三次産業	年計	一次産業	二次産業	三次産業	年計
第一次生活圏	14,687	57,164	199,367	272,001	9,591	65,061	222,601	298,109
内鹿児島市	5,220	45,488	175,341	226,814	3,717	52,075	195,722	252,289
第二次生活圏	8,349	8,921	16,005	33,293	5,787	9,353	16,490	31,636
生活圏合計	23,036	66,085	215,372	305,294	15,378	74,414	239,091	329,745

(出所) 国勢調査資料より作成

図表 I-6 鹿児島市生活圏における事業所数

	1986年	1991年
第一次生活圏	33,412 (89.9%)	33,746 (90.5%)
内鹿児島市	29,606 (79.6%)	29,818 (80.0%)
第二次生活圏	3,771 (10.1%)	3,526 (9.5%)
生活圏合計	37,183 (100.0%)	37,272 (100.0%)

(出所) 事業所統計より作成

公庁とその外郭組織の比率も高める。

その結果は、地域内就業機会も中心市街地に拠点集中することになる。それらが、図表 I-3 で指摘した住民行動の鹿児島市内への集中化をもたらし、漸次的に増大する地域内購買力を形成してきたのである。

ところで、それらの支店は、南九州及び鹿児島県内の郡部に対する中枢機関としての役割を担っており、それらの企業の官公需依存比率も高い。そこで、企業及び業界と行政関連組織との関係で意思決定された関係は、財政制度や補助金の執行権限の階層的配分に従って、鹿児島市内にある中枢機関から郡部市町村へと政策意思が伝達され、取引機会が拡散してゆくという構造を形成して

(2) 西村貢「鹿児島の経済社会に関する一考察」, 鹿児島県立短期大学『商経論叢』第43号を参照。

いる。

その結果、鹿児島市内の流通は、郡部市町村の第一次産品の集荷・出荷のための流通機構、中枢的支店から周辺事業所への同一業者内移転や業者間取引という商業流通機構と鹿児島市商圏在住への最終消費財の販売流通機構、小売市場のための流通機構という三層構造からなる流通機構が混在して展開されている。つまり、鹿児島市の小売業は「現状では、年間販売額で県内約4割のシェアを占め、県内の集積度は高いと言える」<sup>(3)</sup>。また、「あらゆる産業面で、生活圏域で鹿児島市は一極集中的な数字を示していたが、卸売業では特にその傾向が強まる。商店数・従業員数・年間販売額ともに（鹿児島市生活圏における——西村）構成比は9割を超え」<sup>(4)</sup>て拠点集中するとともに、県内に対して鹿児島市の卸売業は「現状では、年間販売額は近年微減傾向にあるものの、県内の約80%を占めるに至っており、依然一極集中している。（中略）商圏は県内がほとんどで、県外の販売チャンネルに乏しい、という点も指摘できる。一方鹿児島市の新しい流通拠点として、平成5年には鹿児島流通業務団地がオープン（現在60社）。谷山地区の鹿児島総合卸商業団地（現在104社）の持つ総合流通機能に比し、物流機能の強化を図る目的を有している」<sup>(5)</sup>と指摘されている。つまり、鹿児島市内の商店街においては、旧来は最終消費のための小売であると同時に、郡部・離島へと拡散化されてゆく小売市場の卸売り・仕入れ市場としての機能も果たしてきていたといえることができる。

ところが、近年の流通過程の短縮化は、鹿児島市内商店街の仕入れ市場としての機能を低下させており、購買力の市外・周辺への流出とともに地域内購買力の縮減をもたらしている。ここに、鹿児島市内の商店街の盛衰の根拠のひとつがある。鹿児島市内の商店街は、戦後の経済成長と市内への人口の集中による地域内購買力のパイの漸次的増大によって支えられていたのみではなく、鹿児島市が担っていた南九州の拠点都市としての機能と県内の集権的流通機構と

---

(3) 鹿児島県・鹿児島市・鹿児島商工会議所『鹿児島広域商業診断』1995年3月、p.50。

(4) 同前、p.87。

(5) 同前、p.87。

を商業利潤の源泉にしてきていたのである。

したがって、今日進展している中心市街地商店街の空洞化現象は、まず第一に、鹿児島市域生活圏における購買行動の分散と移出によるものである。第二に、近年の経済成長率の低下、とりわけバブル経済崩壊後の消費水準の低迷によるものである。第三に、情報機器を活用した「流通革命」と流通機構の短縮化を伴う「流通構造」の構造改革に起因するものである。第四に、第Ⅱ章で検討する大型店舗の進出による店舗間競争の激化によって増幅され生じたものである。

以上の諸要因が複合的に作用し、中心市街地の商業利潤のパイの縮減が潜在的に進行していたのである。1997年10月に行われた県庁の埋め立て地への移転は、そのような潜在的傾向を顕在化させる契機となった。したがって、鹿児島市生活圏においては、店舗・企業間競争（第一局面）の激化とともに、商店街間競争（第二局面）、流通機構の改編に伴う地域間競争（第三局面）とが三重化され、激化した市場競争を展開しているといえることができる。換言すれば、国際物流システムや規制緩和、情報化社会に対応した新しい地域内流通構造の形成という第三局面における深部の変化を基層にしながら、大店法の改廃を伴う第二局面での競争関係の激化を媒介として、第三局面での企業間競争として現象しているのである。

従来は商店街対策は、主として商工会・商工会議所などの組織を媒介することで利害調整し、企業間競争を抑制するための政策であったり、大型店舗の進出によって第二局面での対応を迫られた商店街が商工会・商工会議所を媒介として大型店との利害調整を行うためのものであったが、それらの諸対策では今日の商店街をとりまく環境変化に十分に対応することができなくなっている。

## Ⅱ. 大規模小売店舗法と中小小売商業振興事業

### (1) 小売商業政策の展開

前節でみた地域流通構造や商圈構造の変化は、戦後日本の経済成長の過程で、地方都市が担った歴史的な位置づけや地理的特性によってもたらされたものであ

る。と同時に、それは政府の行政施策が地域を巻き込んで展開されたことによってもたらされたものでもある。

地域内の経済的特権や既得権益は、政府と財界及び国家官僚、政治機構と経済機構及び行政機構の三位一体関係において意思決定され、それぞれの機構内部における中央集権構造に基づいて地方意思や地域施策が従属的に現実化される。それらの諸過程に政治家が介在し、選挙における集票基盤とも関係して政治利権化される。地域内の行政機構と政治機構と業界団体組織においては、それぞれの機構の上部組織の支配の下で、国家的レベルで形成された意思の地方展開として、地域内の経済社会的基礎や政治的関係の基礎の上で、地域内で意思形成と決定を行うのである。この支配関係を担保しているのが、地方交付税制度や補助金などの財政資金の流れである。

小売業界や商店街の活性化事業についても同様の過程で意思決定され、施策化され、地域内の商店街で具体化されてきた。もちろん、諸施策が実現される場となる地域内や商店街の歴史的、機能的個性に応じて、個々の施策の現れは異なる。

そこで、まず小売業の事業展開と商店街の活性化事業に大きな影響を与えている主要な小売商業政策の推移の概要をみてみよう。日本の主要な小売商業政策は図表Ⅱ-1のように整理することができる。

国民経済において商業資本の独占化が成立してくるのは、生産構造における独占的工業資本が成立してくる独占段階に入ってからである。それは同時に、国内市場の統一化傾向や生活様式の均質化傾向をもたらす輸送の大量化に適した交通運輸手段の開発及び鉄道や道路などの建設土木工事の進展とともに進展した。

日本では、1904年の三越の株式会社化が百貨店の創立期の指標として指摘されている。それ以後、国内の流過程は、資本主義的商業資本として活動し大規模化してゆく独占的商業資本による大規模な小売商と伝統的問屋制や小規模な流過程の仲介者による中小零細小売商とに二重構造化されて担われてきた。戦時経済期の統制経済や戦後の混乱期を経て、高度経済成長期になると、

図表Ⅱ-1 小売商業政策の展開

1932年	商業組合法制定（1938年，1940年に改正）
1937年	第一次百貨店法の制定（1947年廃止）
1938年	商店法を公布
1956年	第二次百貨店法の制定（1974年廃止）
1959年	小売商業調整特別措置法施行
1960年	中小企業近代化促進法制定 中小企業近代化資金助成法制定（1966年に中小企業近代化資金等助成法に改正） 中小企業指導法制定
1973年	大店法制定（1974年施行） ・事前審査付届出制（店舗面積，開店日，閉店時刻，休業日数）， ・建物主義（東京都及び政令指定都市では3,000m <sup>2</sup> ，その他の地域では1,500m <sup>2</sup> 以上を規制対象） ・地元での調整（商業活動調整協議会を組織化） 中小小売商業振興法制定（1992年改正） ・高度化事業の推進
1979年	改正大店法施行 ・従来の規制対象を第1種大規模店舗として規制継続 ・第2種大規模小売店舗（500m <sup>2</sup> 超1,500m <sup>2</sup> 未満，東京都及び政令指定都市では3,000m <sup>2</sup> 未満）を調整対象へ追加 ・第1種大規模店舗の規制・調整権限は通産大臣，第2種類大規模店舗の規制・調整権限は知事 ・勧告期間の延長
1982年	改正大店法運用強化（82年措置） ・事前説明指導 ・届出自粛指導を当面の措置（2年程度）として導入
1983年	「80年代の流通産業ビジョン」（通産省）
1984年	改正大店法運用強化（84年措置） ・82年措置を今後も継続
1989年	「90年代の流通産業ビジョン」（通産省）
1990年	改正大店法運用適正化 ・出店調整期間の短縮（上限として1年半以内） ・届出のすべて受理 ・輸入品売場に関わる特例措置 ・届出不要の閉店時刻を午後7時とする ・届出不要の休業日数を年44日未満とする



図表Ⅱ-1 小売商業政策の展開 (続き)

<p>1992 年</p>	<p>再改正大店法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1種と第2種の種別境界面積を 3,000m<sup>2</sup> に引き上げ (東京都及び政令指定都市では 6,000m<sup>2</sup>)</li> <li>・ 商業活動調整協議会を廃止</li> <li>・ 地方公共団体の独自規制の緩和</li> <li>・ 出店調整期間の短縮 (上限として1年以内)</li> <li>・ 出店凍結制度の廃止</li> <li>・ 2年後見直し</li> </ul> <p>輸入専門売場特例法制定・施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1,000m<sup>2</sup> 以下の売場の出店を自由化</li> </ul> <p>特定商業集積整備法制定・施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村が政府の指針に従って計画し, 都道府県が認定すれば, 商業施設等の建設費に対し産業基盤整備基金の出資, 債務保証などを行う</li> <li>・ 商業施設に特別償却制度を新たに適用</li> </ul> <p>民活法改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3セクターのである運営会社などによる商業周辺施設整備なども民活法の適用対象とする。</li> <li>・ イベント広場などの周辺施設の整備に対し, 民活補助金, 日本開発銀行の低利融資, NTTの無利子融資を活用することができる。</li> <li>・ 民活法の適用対象に認めている特別償却に商業周辺施設整備を加える。</li> </ul> <p>中小小売商業振興法改正・施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新商店街づくりや既存の商店街の改装事業などを各種支援措置対象とする。</li> <li>・ 商店街の改装事業も, 特別償却を認める。</li> </ul>
<p>1994 年</p>	<p>再改正大店法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店舗面積 1,000m<sup>2</sup> 未満の出店は原則的に調整不要</li> <li>・ 閉店時刻を午後 8 時までは届出不要</li> <li>・ テナントの入れ替えは原則自由化</li> <li>・ 出張販売の届出廃止</li> <li>・ 休業日数の届け出基準の緩和</li> </ul>
<p>1995 年</p>	<p>「21 世紀に向けた流通ビジョン」(通産省)</p>
<p>1997 年</p>	<p>再改正大店法の運用見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出店届け出書類の簡素化</li> </ul>
<p>1998 年</p>	<p>大店法廃止 (第 142 回通常国会審議中)</p>

日本経済は大量生産・大量消費に特徴づけられる現代アメリカ的生活様式が広範に拡がり始める。そこでは、流通過程内での二重構造による企業規模格差は拡大し、大規模店舗と中小零細店舗との競合関係は激化するが、その過程は流通量の拡大による商取引のパイの拡大によって競争関係は緩和され、両者は並

行的に発展するという状況にあった。その過程で、中小零細商店を対象とした商業政策の特徴は、1960年に制定された法律に示されるように、経営規模の拡大と資本主義的経営手法の導入である。それらは、独占段階における流通費用の縮減や国家の財政基盤強化のための課税所得の捕捉を目的とし、また、商業流通や小売商業では大規模店舗の展開と中小零細店舗商店街との商業調整政策を目的としたものである。そうした施策を推進する一方で、政権政党の政治的基盤の集票機構として、また社会体制維持のための安定化機構として、中小零細商店と商店街は保護される施策も展開された。これらの対抗的關係をもつ二つの政策傾向は、商業利潤の漸次的な量的拡大と中小零細商店の内部における中堅的な商店の育成とによって調和的に推進されてきた。

ところが、1970年代になり、高度経済成長が終焉し経済成長率が低下する段階にはいると、対抗的關係を調和させてきた商業利潤の量的拡大は限界的になり始める。そして、高度経済成長の過程で、低価格商品の効率的供給、セルフサービスなどを取り入れ、チェーン方式で店舗を分散的に展開しながら、大量仕入れ・大量販売を担うスーパーが急成長し、小売商業の流通変革を促進させていた。

伝統的商店と商店街は、大規模小売店の利益追求の衝動を実現させながら百貨店と地元商店街との競争關係を調整させることを目的とした百貨店法とともに、新たに発生したスーパー方式の商店展開との対抗關係をも調整することが必要となった。それらの目的のために1973年に制定されたのが大店法である。

1973年に制定された大店法の第一の特徴は、「消費者利益の確保という美名の下に、実質的には大規模小売商の利益を優先する流通近代化政策の推進のために、大規模小売商の店舗の新・増設にたいする国家的規制を百貨店法における許可制から事前届出制に緩和せしめようとする点にあるとあってよい」<sup>(6)</sup>。

第二の特徴は、百貨店法が企業主義に基づく規制と調整政策を行っていたのに対し、大店法は同一建物内の店舗面積が基準以上であれば規制対象とすると

---

(6) 加藤義忠他著『小売商業政策の展開』1996年4月、同文館、p 61。

いう建物主義に変更した上で、急成長していたスーパーも法的規制対象に組み込んだことである。

第三の特徴は、出店予定地の商工会議所・商工会を中心に組織される商業活動調整協議会での事前審査付届出制を導入したことである。その協議会は、地元商業者、消費者、学識経験者などによって構成され、立場の違いを反映して見解が対立しがちであった。通産省はそこでの見解の全会一致という行政指導を行っていたので、実質的には、地元商店街の利害を保護する機能をもつようになった。

また、1970年代は、60年代半ば以降の住民による公害反対闘争、福祉充実化運動や平和活動などの社会運動及び自民党系ではない革新自治体の誕生などの政治運動がもりあがった時期であり、国政レベルでも政権政党である自民党の国会議席が減少し、野党政党による連合・連立政権構想が発表されるなど自民党政権が「政治危機」に直面していた時期でもある。したがって、政権政党である自民党は、商業関係者や商店街関係者を集票基盤として確保するために小売商業政策を必要としていた。

それらが相互作用し、大店法は80年代半ばまでの期間は大規模店舗の出店に対し規制を強化し、中小小売商を保護する役割を果たした。1979年の大店法の改正と改正大店法の84年措置までの運用改正は、こうした規制強化の流れを反映したものであるといつてよい。

大店法とともに制定された中小小売商業振興法は、第1条で「この法律は、商店街の整備、店舗の集団化、共同店舗等の整備等の事業実施を円滑にし、中小小売商業者の経営の近代化を促進すること等により、中小小売商業の振興を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と記されていることからわかるように、大規模小売業の利害実現にそって既存の中小小売業との調整を図ろうとする大店法に対し、中小小売商業の振興を独立の法制度として体系化したところに特徴がある。

この意味では、大店法と中小小売商業振興法の法体系は、対抗的な関係にあるが、それぞれの法体系の内部では、経営規模の拡大を図りつつ、流通過程の

近代化を通して流通費用の縮減を図ろうとする政策意図が貫かれている。したがって、それぞれの法の内部にも、独占的商業資本の利害と中小零細商業資本との対抗関係が内在化されている。その上で、中小零細小売商の内部の上層もしくは中層に位置する商業資本を育成し、その階層と大規模小売店によって流通を担当させる方向へ流通過程を改編しようとする施策が推進された。換言すれば、大多数の小規模零細商店を放置し、自民党の政治的な安定化という枠組みに配慮しつつ、既存の中核的商店と百貨店及び新興してきたスーパーのそれぞれを対抗させつつ利害調整するという施策が展開されてきたのである。これらの施策の推進のために、補助金制度や選別的な融資制度などを使った誘導化政策と認許可行政、行政指導が動員された。

そのような過程を通して、それぞれの地域の主要な商店街では、行政組織や商工会議所・商工会が中心となってアーケードやカラー舗装などの事業が画一的に進められ、地方自治体や地方の経済諸団体が自律的な街づくり構想を政策決定していないところでは、地域の生活文化を反映した個性的な街づくりという視点からの事業展開が行われない傾向にあった。こうした地域では、80年代後半から始まる大店法の規制緩和の施策によって、商業者組織は行政による保護を求めてますます政治的圧力団体化するという傾向にあり、87年の第四次全国総合計画による都市再開発事業や地域おこし事業などによっても、独自の街づくり構想をうちだせない状況が続いた。

## (2) 小売商業政策と流通構造改革

大店法が規制緩和の方向で運用されるようになった画期は、1990年の改正大店法の「運用適正化」措置であり、その流れを体系化したのが1979年改正大店法の改正によって成立した1992年再改正大店法である。

1980年代の半ばは小売商業政策にとっても転換期である。1978-79年の第二次オイルショックによる国内消費の低迷は、大型店の急速な進出とあいまって中小小売商の経営に深刻な影響を与えた。また自民党は大平内閣が日本型「一般消費税」の導入を公約に掲げた衆議院選挙で敗北し、衆議院で過半数を

下回る危機に直面するという政治的危機にあったこともあり、大型店の出店反対運動は小売業界を選挙基盤としていた保守系議員を巻き込んで激化し、大店法による規制強化が進められた。

しかし、その一方で政府は、中央財界と協調して80年に「歳出削減による財政再建」を掲げた第二次臨時行政改革調査会を設置し、83年に最終答申をまとめるなど中小小売商に対する補助金を削減する政策をとった。さらに小売業について、大型店と中小零細商店との利害調整を新たに進めるため、産業構造審議会流通部会と中小企業政策審議会流通小委員会は、合同会議を開催し、83年12月に「80年代の流通産業ビジョン」をまとめた。そのビジョンは「経済の成熟化と情報化社会の萌芽がみられる中で、消費者ニーズに的確に対応し、先端技術と人間的触れ合いの結合による時代を先取りした、新しい都市商業の創造を目指すという認識」<sup>(7)</sup>に基づいて、従来の政策を継続して商店街近代化、店舗共同化等高度化事業を押し進めながら、商業政策と都市計画事業とを総合的に推進するという事で大型店の出店調整をそれに包摂し、大型店と中小零細商店との「共存共栄」を図ろうとした。また、POSシステムの導入と高速交通ネットワークを利用した配送システムの整備を推進することで、在庫管理費用の削減や流通過程の短縮などによる流通費用の削減が推進された。

それらの諸政策の推進と同時に、日本の大企業の「集中豪雨的輸出」によって拡大した対米貿易黒字の解消が日米首脳会談で政治問題化し、とりわけ85年の第9回日米貿易小委員会においては、大店法等がアメリカ製品の輸入の阻害要因となっているという米国側の見解が表明され、大店法の規制緩和が日米間の政治交渉の議題となった。

この間、85年9月のG5「プラザ合意」による円高政策への転換や、86年4月の「前川レポート」のとりまとめ、86年5月の東京サミットが開催され、国際協調型経済構造への転換、つまり大企業の多国籍企業化と輸入拡大を軸とする経済構造への転換が国際公約されるに至った。国内政治では、85年に中

---

(7) 通商産業省商政課編『90年代の流通ビジョン』1989年8月、p 3。

曾根内閣が「売上税」構想を掲げ、スーパー業界を含めた小売業界や国民の激しい導入反対運動を巻き起こしたが、86年の衆・参議院の同時選挙で自民党は「安定過半数」の議席を獲得した。この議席を基盤として、政府は日米構造協議において米国の諸要求を受け入れ、88年12月1日には臨時行政改革推進会議が大店法の運用緩和を主眼とする「公的規制の緩和等に関する答申」を内閣総理大臣に提出し、これを受けて政府は12月13日に「規制緩和推進要綱」を閣議決定した。さらに、89年4月には米国通商代表部（USTR）が大店法を含む34項目におよぶ貿易に関する関税外障壁についての報告を行い、89年5月に通産省は「大店法の出店規制緩和方針」を発表するというように、大店法の規制緩和は国内外から激しくもとめられた。

そのような政治過程及び行政過程や大型店業界及び成長してきた中小小売商の経済的利害を反映して、円高政策による輸入商品の価格低下を伴うバブル経済による消費の拡大とともに、88年の「消費税」の導入によって零細商店の経営を破綻させながら、小売業の大規模化と流通機構の構造改革が施策化されるようになった。産業構造審議会流通部会と中小企業審議会流通小委員会の合同会議が89年6月に発表した「90年代の流通ビジョン」と90年の「改正大店法運用適正化」措置によって、大店法は規制強化の時期から規制緩和への転換されることになった。

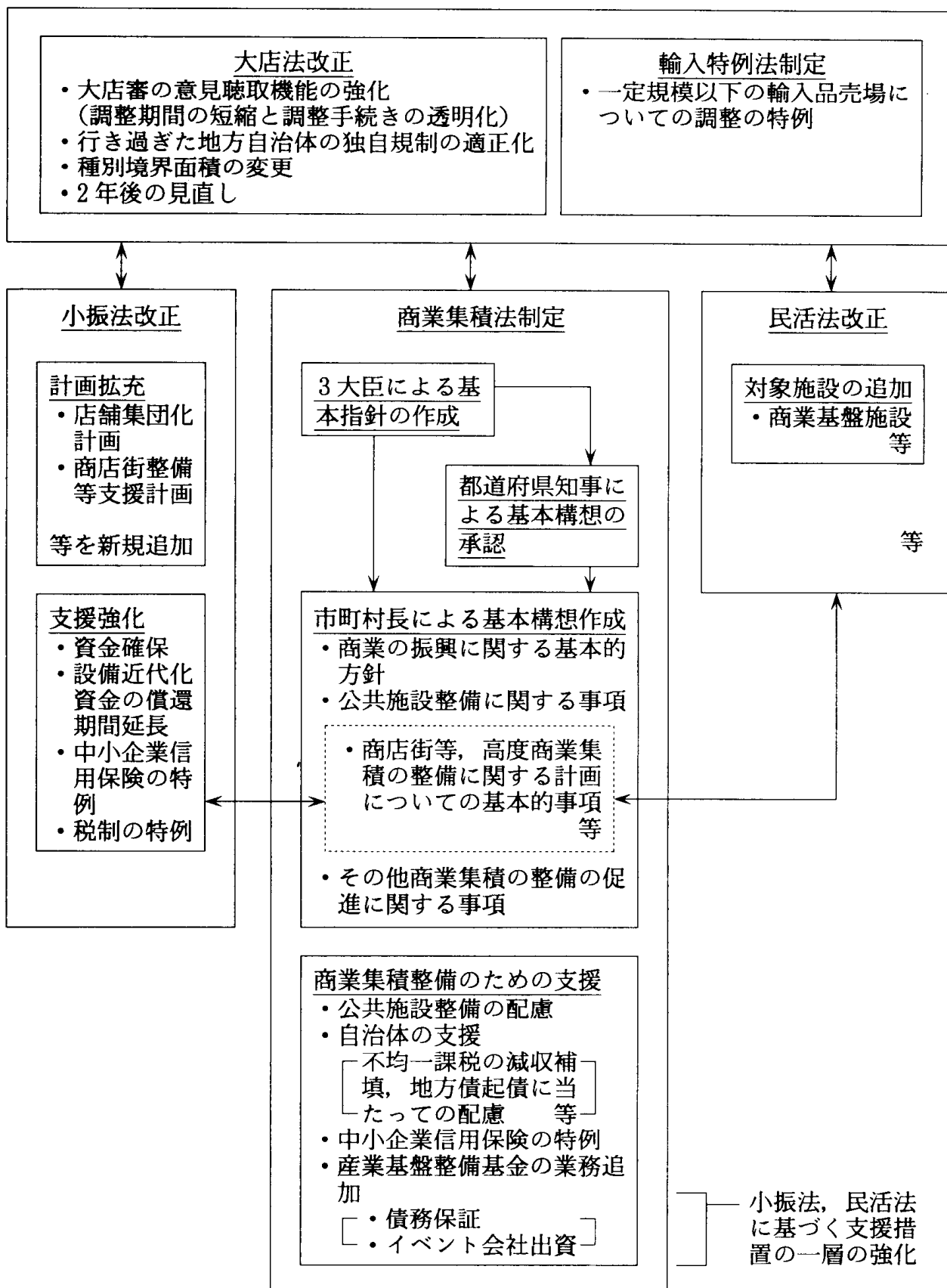
通産省は大店法の大幅な規制緩和によって経営の困難化がもたらされる中小小売商に対しては、政治家等との妥協を図りながら、特定商業集積整備法を制定したり、民活法や小規模小売商業振興法を改正したり、大店法関連4法を制定・改定したりした。これら大店法関連5法案は、「日米構造問題協議の最終報告書を踏まえ」<sup>(8)</sup>で、国内の流通構造を改革することを目的としたものである。それらの法律の体系図は図表Ⅱ-2のとおりである。

大店法関連法の総体的特徴は、従来の大店法の調整的出店機能と中小零細小売商の振興政策との関係を、商取引の国際化、国際物流システムの国内市場へ

---

(8) 通産省「大店法関連法案の概要」1991年2月。

図表 II-2 大店法関連法の体系図



(出所) 通産省「大店法関連法案の概要」1991年2月

の浸透という状況を踏まえて、大規模小売商の展開を促進することを目的として、「街づくり」の観点を入れながら体系化させたものである。例えば、特定商業集積整備法においても、中小小売商のみからなる地域商業活性化タイプと中小小売商と大型店からなる高度商業集積タイプとに区分され、中小小売商業振興法および民活法に基づく補助金が準備された。また商業政策と都市計画事業とを連携させた「街づくり」事業を推進させるために、商業基盤施設や商業施設の整備のための融資制度を準備したり、市街地再開発事業との関わりで補助金を優先に配分したり、地方債、地方交付税などによる幅広い支援措置が行われ、特定商業集積整備法を中心とした小売商業振興政策がとられた。

特定商業整備法における高度商業集積タイプでは、それに参加することができず大手小売商と参加することのできない零細小売商の格差を拡大するものとなっており、また地域商業活性化タイプにおいてもさまざまな支援措置がとられているとはいえ、膨大な建設資金の負担やテナント料の支払いなどの負担によって零細商店は参加することができず、小売商店間の格差を拡大することになった。そして、商店街間の格差を拡大することにもなった。

90年代半ばになると、日本市場向けの開発輸入商品が国際物流システムによって大量に低価格で販売されるようになり、その目的のために郊外型大型専門店やディスカウント店などの量販店、さらには情報通信システムの発展を活用した通信販売などとの競争が激化し、既存の商店街は低迷したり、空洞化が生ずるようになった。これらの大型店とともにコンビニエンスストアが急速に成長・定着し、零細商店との間で激しい競争を繰り返している。これらの動向に拍車をかけるのが、90年代半ばから企業内、家庭内に急速に普及した情報機器による電子商取引である。

90年代におけるこのような動向は、長期的な構造不況と97年の消費税率引き上げによる消費不況などによる国民の購買力の縮減の下で進行することになり、小売市場での企業間競争は一層激化している。そして、商店街間の地域内競争も激化している。その過程で、既存の商店街における空き店舗の発生など地域コミュニティは崩壊の危機に直面している。95年の「21世紀に向けた流通ビ



ジョン」や98年の大店法の廃止に伴う「大規模小売店舗立地法」(仮称)の制定は、そうし事態に対し、街づくりの観点から商店街や自治体の創造的構想を評価した上で地域や商店街を限定しながら重点的に整備してゆこうとするものである<sup>(9)</sup>。

### (3) 経済構造調整政策と鹿児島市生活圏の商業

80年代半ば以降の経済構造調整政策による経済システムの転換は、鹿児島の経済社会には劇的な変化を顕在化させることにはなっていない。その理由として、鹿児島の経済社会には企業城下町などのような企業展開がなく製造業の比率の低い地域内産業構造と輸出商品の生産の少なさによって産業構造の転換政策の影響を受けなかったこと、さらに6度におよび約67兆円の財政資金を投入した公共土木事業の拡大と、93年の集中豪雨によって中心市街地にある甲突川が氾濫したために激特事業という公共土木事業の発生などによって官公需依存の従来型地域経済に絶えず公的部門からの需要が発生したことによっている。

ところが、近年は日本経済のシステム転換の影響や企業間競争の激化によって、従来型の地域経済システムの継続は危機に直面している。

図表Ⅱ-3は小売業につき、図表Ⅱ-4は卸売業につき、80年代後半の変化を整理したものである。これらによっても、第Ⅰ章で指摘した鹿児島市及びその生活圏への県内集権的構造がわかる。その上で、80年代の後半の円高不況にも関わらず、バブル期の消費の拡大によって流通機構の構造転換の課題は先送りされることになった。また、鹿児島市内では、地域内所得水準が全国水準に比べて相対的に低位であるために、郊外型専門量販店を市外に出店するだけの地域内購買力の内包的発展がなく、大型店舗は市内内部もしくは既存の商店街に近接した区域に出店する傾向にあった。そのため、図表では第二次生活圏での減少傾向はみられるものの第一次生活圏での減少はみられない。換言すれば、

---

(9), (10) 高嶺欽一「鹿児島市の商店街の現状と課題」鹿児島県立短期大学『商経論叢』第48号を参照。

図表Ⅱ-3 鹿児島市生活圏における小売業の概況

	商店数				従業員数 (人)				年間販売額 (百万円)				売場面積 (m <sup>2</sup> )			
	1985年	1988年	1991年		1985年	1988年	1991年		1985年	1988年	1991年		1985年	1988年	1991年	
第一次生活圏	8,576	8,606	8,497		34,140	37,650	38,989		492,215	581,281	706,848		482,441	510,901	554,762	
内鹿児島市	7,398	7,422	7,344		30,676	33,436	34,675		454,482	533,850	643,481		427,206	449,069	484,685	
第二次生活圏	1,136	1,127	1,007		3,529	3,700	3,531		34,975	38,678	49,812		53,749	52,791	61,124	
生活圏合計	9,712	9,733	9,584		37,663	41,350	42,520		527,190	619,959	756,660		536,190	563,632	615,886	

(出所) 鹿児島県・鹿児島市・鹿児島商工会議所『鹿児島市広域商業診断』1995年3月より作成

図表Ⅱ-4 鹿児島市生活圏における卸売業の概況

	商店数				従業員数 (人)				年間販売額 (百万円)			
	1985年	1988年	1991年		1985年	1988年	1991年		1985年	1988年	1991年	
第一次生活圏	2,693	2,814	3,081		26,869	27,739	31,615		1,949,796	1,964,920	2,440,479	
内鹿児島市	2,596	2,695	2,981		26,402	27,142	30,872		1,937,051	1,943,302	2,395,328	
第二次生活圏	105	136	134		561	745	735		38,879	41,632	41,692	
生活圏合計	2,798	2,950	3,215		27,430	28,484	32,350		1,988,675	2,006,552	2,482,171	

(出所) 鹿児島県・鹿児島市・鹿児島商工会議所『鹿児島市広域商業診断』1995年3月より作成

第一次生活圏内部で進出商店と伝統的商店の入れ替えが漸次的に進行していたのである。

したがって、鹿児島市内内部では、激しい企業間競争と商店街間競争が生じてきた。他方で、これらの激しい競争もバブル期の消費拡大による地域内購買力のパイの拡大によって、競争が緩和されるという面もあり、内部変化が顕在化するのを抑制してきた。内部変化が顕在化するのには、90年代半ば以降である。矛盾が顕在化する時期と大店法が廃止される時期が重複し、「街づくり」の観点からの施策が立ち遅れ、問題を一層深刻化しているところに鹿児島市内域の小売業や商店街の直面している問題の深刻さがある<sup>(10)</sup>。

## おわりに

本稿では、県都であり、1997年4月に中核市となった鹿児島市生活圏を対象として分析を行った。郡部・離島においては、高齢者率の上昇、生産の担い手の不足、人口減少という深刻な社会問題とともに、近年では地域の社会生活基盤であり、地域内雇用を支えてきた中心的な商店街の空洞化、空き店舗の増加が指摘されており、ここで指摘した問題は、郡部・離島ではより深刻化して現れる。

それぞれの地域内商店街は、それぞれの地域の置かれている地理的、社会経済的特性に応じて個性をもっている。したがって、それぞれの地域での商店街活性化事業や街づくり事業は、それぞれの地域特性に応じて個性的なものとならねばならない。郡部・離島では、地域内の主要産業である農畜産産業を取り巻く政策動向への対応とともに、現在進められている地方分権化への対応も大きな課題である。そして、そのような時代的变化に対応しうる地域の政策立案能力が強く求められている。そこで、鹿児島の地域はそれぞれの政策課題を抱えて具体的な取り組みを開始しようとしているが、それぞれの地域内の動向や今後の施策についての検討は、今後の研究課題としたい。